

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った、次の公文書公開請求に対し、名張市議会議長が行った不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成23年4月16日（平成23年4月19日受付）

請 求 内 容：平成21年度から平成22年度の「各議員会派別：政務調査の収支報告書」に関わる、③平成21年度から平成22年度の購入品に関わる所有権の移転に基づき、元・前議員の購入品（例：PC・周辺機器・デジカメ・ICレコーダー・ビデオカメラ・ビデオデッキ・複写機などなどの高額品）の会派所属議員（新人議員含む）への引継ぎ（解散会派・所属議員不在の場合の措置はどのようにしているのか？）状況を事務局：総務調査室が「会派の管理台帳」を借りて精査し、購入金額が政務調査費の「収支報告書」に反映（政務調査費の「収支報告書」に反映（政務調査費の用途の透明化を証明する努力を怠らないこと）されたものであること。

実施機関の処分：平成23年5月2日付名議総第46号 公文書不存在決定

3 実施機関の説明趣旨

請求のあった文書は、条例及び規則などで提出義務が定められておらず、任意の提出もなく、該当する公文書は存在しない。

4 異議申立て理由

実施機関は、不存在処分の決定を取り消すこと。

また、政務調査費のあり方、備品購入についての研究の推進者が、早急に研究をまとめて議会

改革を推進すべきである。それが実現しないのであれば、政務調査費を議員個人に交付し、議員個人が年度収支会計報告を市民に公開することを義務付ける議会改革が必要である。

議会事務局は、各会派の会計管理責任者に、元議員・前議員が資料作成費で購入した備品・資料・書籍等の引継ぎ状況・実態の報告を強く求め、会派の管理台帳を参照し、調査を行い、明確にし、解散した会派や議員の任期満了に伴う備品の取り扱いは、基本的には各会派内で協議の上、所属議員各自が次に所属する会派で引き継いで使用する運用を行っているという議会事務局の主張が証明できる内容の公文書を公開すべきである。

それができない場合は「議員による会派備品の私物化といった主観的推測に基づく質問に対しては、今後回答をしない」と政務調査費の運用の実態を証明しないで、市民を誹謗したことについて文書で謝罪されたい。

備品については、議員活動としての使用頻度時間を想定した耐用年数、購入金額、会派所属期間等に基づく返還額の簡易な計算方式を策定して、会派所属期間、議員在職任期等の満了(終了)後に購入金額の残余额を所属会派に返還し、併せて、返還金額を会派への政務調査費から減額し、会派の「年次収支報告書」に反映することなど、政務調査費ハンドブックにルールとして明文化されたいと求めている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

諮問の対象となった異議申立人の公文書公開請求内容を確認したところ、政務調査費担当部署である議会事務局総務調査室が「市議会会派の購入品管理台帳」の提出を求め、元・前議員から現会派所属議員への引継ぎ状況を精査し、購入品の現在の管理状況を把握できるような文

書を作成しそのうえで公開することを請求している。

異議申立においても不存在決定処分を取り消しを求めているものの、異議申立内容は、公文書公開請求と同様に、議会各会派に購入品の管理台帳の提出を求め、現況を把握し、それを実施機関の公文書として作成しておくことを求めている。

当審査会は、実施機関から聴取し、公文書公開請求のあった文書に相当するものはないことを確認した。

実施機関の不存在決定及びその理由には不自然な点は見当たらず妥当性がある。したがって、保管又は保存していない以上、実施機関の行った決定は妥当である。

尚、上記（１）基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立人は、実施機関が、政務調査費資料作成費で購入した備品・資料・書籍等の引継ぎ状況・実態が把握できる台帳等を作成すること、それができないときは市民を誹謗したことについて謝罪を求めること、政務調査費ハンドブックの作成などを求めており、当審査会ではそれらの是非を審査する権限を持たない。

（３） 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|----------------------------------|
| 平成23年 6月 3日 | 諮問書受理 |
| 平成23年 6月16日 | 第45回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年 7月22日 | 第46回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年 8月26日 | 第47回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年10月 3日 | 第48回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年12月 5日 | 第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取 |
| 平成23年12月21日 | 第50回名張市情報公開審査会 答申 |

7 審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|--------|---------|-----------------|
| 会 長 | 筒 井 琢 磨 | 皇學館大学現代日本社会学部教授 |
| 会長職務代理 | 前 田 定 孝 | 三重大学人文学部准教授 |
| 委 員 | 福 田 悦 子 | 名張市人権擁護委員 |
| 委 員 | 寺 川 史 朗 | 三重大学人文学部教授 |
| 委 員 | 大 塚 耕 二 | 三重弁護士会 弁護士 |